

障害者福祉のしおり
(令和5年度版)
資料編

富士市福祉部
障害福祉課

目次	1
資料	
資料1 各種相談窓口	2
資料2 日常生活用具一覧表	4
資料3 身体、知的、精神障害者相談員	17
資料4 障害福祉サービス事業所一覧	19
資料5 身体障害者手帳程度等級表等	32
資料6 1種と2種の障害程度について	35
資料7 精神障害の程度等級表	35
資料8 国民年金の障害等級表	36
資料9 特別児童扶養手当の障害基準	37
資料10 消防緊急連絡FAX	38
資料11 障害者に関するマークについて	40

資料 1 各種相談窓口

障害をお持ちの方々が様々な相談をしたい場合、以下の相談窓口で相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

名称	内容	連絡先
身体障害者相談	身体障害者全般の相談	障害福祉課 電 話 55-2761 ファクス 53-0151
	身体障害者（18歳以上）全般の相談	身体障害者更生相談所 電 話 055-920-2085 ファクス 055-920-2197
相談支援事業	相談員による相談等	くぬぎの里 電 話 35-5589 ファクス 35-5592
	障害者の相談員による相談等（ピアカウンセリング）	自立生活センター富士 電 話 32-7978 ファクス 32-7978
知的障害者相談	知的障害者全般の相談	障害福祉課 電 話 55-2761
	知的障害者（18歳以上）全般の相談	富士知的障害者更生相談所 電 話 65-2141 せふりー 電 話 32-8830
精神保健福祉相談	精神障害者の福祉サービスに関する相談 ・精神科医師による相談（月1回程度） ・保健師、相談員による相談（随時）	障害福祉課 電 話 55-2761 富士健康福祉センター 電 話 65-2155
相談支援事業	こころの病気を抱えている方の日常生活における様々な困りごとに関する相談	サポートセンターほっと 電 話 32-8160 ゆうゆう 電 話 35-2911
こころの電話相談	ストレス、不安、不眠、精神障害、アルコール依存症などについての医師や専門相談員による電話相談（月～金8時30分～17時）	東部健康福祉センター 電 話 055-922-5562
精神保健相談	精神保健全般の相談（予約制）	精神保健福祉センター 電 話 054-286-9245
ひきこもり相談	ひきこもりに関する相談（予約制）	
精神医療審査会	精神病院入院患者の処遇等の相談	
療育相談	障害児全般の相談	障害福祉課 電 話 55-2761
	障害児の療育に関する相談	こども発達センター 電 話 21-9482 ファクス 21-9481
障害児相談	障害児（18歳以下）全般の相談	富士児童相談所 電 話 65-2141 ファクス 65-2288
		ふじやま学園 電 話 35-0313 ファクス 35-0243
		いろはに 電 話 71-3995
発達障害相談	発達障害に関する相談、医学診断	こども家庭相談センター総合支援部 電 話 054-286-9038 ファクス 054-286-9098

名称	内容	連絡先
高次脳機能障害相談	高次脳機能障害に関する相談	(特非)高次脳機能障害サポート ネットしずおか 電 話 055-978-5248
就 労 相 談	障害者などの就労に関する全般的な相談	ハローワーク 電 話 51-2151 ファクス 52-7743
就 労 等 相 談	障害者の就労・事業所利用者の工賃アップ・製品PR及び販売先開拓等についての相談	富士市障害者就労機能 ^ハ ワーアップ ^{事業} 電 話 51-0632 ファクス (同上)
就 業 ・ 生 活 相 談	就業、生活に関する相談	障害者就業・生活支援センターチャレンジ 電 話 39-2702 ファクス 39-2701
年 金 相 談	国民年金に関する相談	国保年金課 電 話 55-2755 ファクス 51-2521
	厚生年金に関する相談	日本年金機構富士年金事務所 電 話 61-1900 ファクス 64-5411
健 康 保 険 相 談	国民健康保険に関する相談	国保年金課 電 話 55-2751
	社会保険に関する相談	全国健康保険協会静岡支部 電 話 054-275-6601 ファクス 054-275-6609
介 護 保 険 相 談	介護保険に関する全般的な相談	介護保険課 電 話 55-2766 ファクス 51-0321
在 宅 高 齢 者 相 談	在宅生活の高齢者に関する相談	高齢者支援課 電 話 55-2741 ファクス 55-2920
	【地域包括支援センター】 ・東部（須津、浮島、元吉原） ・吉原中部（神戸、富士見台、原田、吉永、吉永北） ・北部（大淵、青葉台、広見） ・鷹岡（鷹岡、天間、丘） ・吉原西部（今泉、吉原、伝法） ・富士北部（岩松、岩松北、富士駅北、富士北） ・富士南部（富士駅南、富士南、田子浦） ・富士川（富士川、松野）	電 話 39-1300 電 話 39-2700 電 話 23-0303 電 話 30-7062 電 話 30-8324 電 話 66-0115 電 話 65-8839 電 話 81-4820
心 配 ご と 相 談	日常生活を送る上での悩みごと、心配ごとについての相談	富士市フィランセ(福祉相談室) 電 話 64-3294
障 害 者 1 1 0 番	障害者の生命、身体、財産に関する相談	障害者社会参加促進センター 電 話 054-252-7830 ファクス 054-255-2011
人 権 相 談	人権に関する全般的な相談	静岡地方法務局 富士支部 電 話 53-1200 ファクス 53-4513
健 康 相 談	健康に関する相談	
ス ト レ ス 相 談	仕事や人間関係、家族関係などによるストレスや不安についての相談（予約制） ※精神科医療機関に通院中の方は除く。	富士市フィランセ（健康政策課） 電 話 64-8993
身体障害者補助犬	補助犬に関する相談「補助犬インフォメーションデスク」	(特非)静岡県補助犬支援センター 電 話 054-247-0582

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児が容易に使用し得るもの。	6年	録音再生 85,000 再生専用 48,000
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用物品識別装置	視覚障害2級以上。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	触覚だけでは識別できない類似した形状の物品を、音声等により識別を可能にする機能を有し、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	触覚だけでは識別できない類似した形状の物品を、音声等により識別を可能にする機能を有し、視覚障害児が容易に使用し得るもの。	6年	39,900
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもので、かつ、音声の読上げ機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもので、かつ、音声の読上げ機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの。	6年	99,800
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用音声コード読上げ装置	視覚障害2級以上。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの。	6年	99,800
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用音声コード読み上げ補助アダプタ	視覚障害2級以上。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	対応する携帯電話に接続することで、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	対応する携帯電話に接続することで、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を補助するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの。	6年	4,980

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用読書器	視覚障害者又は、同等と認められる難病患者等（※注4）であって、本装置により読書が可能になる者	視覚障害児又は、同等と認められる難病患者等（※注4）であって、本装置により読書が可能になるもので、原則として学齢児以上のもの。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用できるもの。 ※携帯型の選択も可	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害児等が容易に使用できるもの。 ※携帯型の選択も可	8年	198,000
情報・意思疎通支援用具	ルーペ （電子ルーペ）	視覚障害者又は、同等と認められる難病患者等（※注4）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。	視覚障害児又は、同等と認められる難病患者等（※注4）であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので、原則として学齢児以上のもの。	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの。 ※ただし、拡大読書器にて携帯型を選択した者は、ルーペのみ購入可。	読みたいもの（印刷物等）の上に置いて拡大された画像を表示できるもので、容易に持ち運びのできるもの。 ※ただし、拡大読書器にて携帯型を選択した児は、ルーペのみ購入可。	5年	29,800
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	視覚障害2級以上。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害児が容易に使用し得るもの。	5年	触読 10,300 音声 13,300
情報・意思疎通支援用具	点字器	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5年	10,400
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター	視覚障害2級以上。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が1級又は2級。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等であるもので、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に操作できるもの。	5年	63,100

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	視覚障害2級以上の身体障害児であって、必要と認められる児。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	文字等のコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	文字等のコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用図書	主に、情報の入手を点字、大活字、音訳によっている視覚障害者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	主に、情報の入手を点字、大活字、音訳によっている視覚障害者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	点字図書、大活字図書、DAISY図書	点字図書、大活字図書、DAISY図書	—	市町長が必要と認めた額
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者（点字図書館・身体障害者福祉センターでの共同利用）	視覚障害児であって、原則として年齢児以上のもの。	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	—	1,030,000
情報・通信支援用具	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上若しくは脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）の身体障害者であって、必要と認められる者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害又は上肢機能障害に限る。）の程度が2級以上であるもの、又は脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。）のものであって、必要と認められるもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、障害者等が容易に使用し得るもの。	パーソナルコンピュータ、タブレット端末又はスマートフォンを使用するにあたり障害特性に応じて必要となる周辺機器又はソフト等であって、障害者等が容易に使用し得るもの。	4年	150,000
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	視覚障害2級以上の児童であって、原則として年齢児以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	テレビ放送等の音声を受信する機能を有し、視覚障害者等が容易に使用し得るもの。	5年	29,000

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上。又は、同程度の障害（※注４）を有する難病患者等。	視覚障害２級以上であって原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害（※注４）を有する難病患者等。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	視覚障害児が容易に使用しうるもの。	５年	７,０００
自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）又は、同程度の障害（※注４）を有する難病患者等。（日常生活上必要と認められる世帯）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定された障害の程度が重度又は最重度であって１８歳以上のもの。又は、同程度の障害（※注４）を有する難病患者等。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	知的障害児が容易に使用し得るもの。	６年	４１,０００
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる者）又は、同程度の障害（※注４）を有する難病患者等で、日常生活上必要と認められる者。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（視覚障害に限る。）の程度が１級又は２級であって原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害（※注４）を有する難病患者等。（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	５年	９,０００
在宅療養等支援用具	視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる者）又は、同程度の障害（※注４）を有する難病患者等で、日常生活上必要と認められる者。	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	—	５年	１５,０００
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる者）又は、同程度の障害（※注４）を有する難病患者等で、日常生活上必要と認められる者。	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	—	５年	１８,０００

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	防災ベスト	視覚障害又は聴覚障害4級以上であって、地震発生時の安全確保が困難、又は、避難生活に支障が生じる者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	—	障害者が容易に使用し得るもの。	—	5年	5,000
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用印字型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、文字等の印字により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用できるもの。	5年	25,000
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用映像型通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信が可能な機器であり、障害児が容易に使用できるもの。	10年	71,000
自立生活支援用具	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。（日常生活上必要と認められる世帯）	—	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	—	5年	87,400
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	聴覚障害児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの。	6年	88,900

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	人工内耳用電池	聴覚障害者又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着している者。	聴覚障害児又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着しているもの。	人工内耳用電池等で、次のア～ウのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電電池 ウ 人工内耳用充電器 ※ただし、ボタン電池と充電電池の併給は不可。	人工内耳用電池等で、次のア～ウのいずれかとする。 ア 人工内耳用ボタン電池 イ 人工内耳用充電電池 ウ 人工内耳用充電器 ※ただし、ボタン電池と充電電池の併給は不可。	充電器 3年 充電電池 1年	ボタン電池 月額2,500円 充電器 28,600円 充電電池 17,600円
情報・意思疎通支援用具	人工内耳体外機	現に人工内耳を装着している者。ただし、医療保険が適用される場合を除く。	現に人工内耳を装着している児。ただし、医療保険が適用される場合を除く。	人工内耳用音声信号処理装置及び人工内耳用ヘッドセットであって、現に装着している人工内耳体外機が5年以上経過しているもの。（注5）	人工内耳用音声信号処理装置及び人工内耳用ヘッドセットであって、現に装着している人工内耳体外機が5年以上経過しているもの。（注5）	5年	372,000
情報・意思疎通支援用具	人工内耳用イヤーマールド	聴覚障害者又は、同程度の障害（注4）を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着している者。	聴覚障害児又は、同程度の障害（注4）を有する難病患者等であって、現に人工内耳を装着している児。	人工内耳用イヤーマールドとして、障害者が容易に使用し得るもの	人工内耳用イヤーマールドとして、障害児が容易に使用し得るもの	1年	9,000
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの。	5年	98,800
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	音声機能障害者等、本装置により発声が可能になる者。	音声機能障害児等、本装置により発声が可能になるもの。	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。又は、顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。又は、顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年	笛式 5,000 電動式 70,100

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭 （埋込型用人工鼻） （注7）	音声機能障害者であって、喉頭摘出により人工鼻を使用している者。	音声機能障害児であって、喉頭摘出により人工鼻を使用している児童。	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	常時埋込型の人工喉頭を使用する者（児） （注6） 月額23,760円 その他 月額12,600円
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上。難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者。 （※注4）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であつて原則として3歳以上のもの。難病患者等にあつては、寝たきりの状態にあるもの。 （※注4）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000
介護・訓練支援用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者。 （※注4）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として3歳以上のもの。難病患者等にあつては、寝たきりの状態にあるもの。 （※注4）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	5年	70,000
介護・訓練支援用具	送風マット	下肢又は体幹機能障害を有する者であつて、医師が必要と認めた者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	下肢又は体幹機能障害を有する児童であつて、医師が必要と認めた児童。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	熱のこもりによる体温上昇を送風により防止する機能を有し、寝具に取り付けるもの。	熱のこもりによる体温上昇を送風により防止する機能を有し、寝具に取り付けるもの。	5年	49,800
介護・訓練支援用具	送風シート	下肢又は体幹機能障害を有する者であつて、医師が必要と認めた者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	下肢又は体幹機能障害を有する児童であつて、医師が必要と認めた児童。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	熱のこもりによる体温上昇を送風により防止する機能を有し、車いす等に取り付けるもの。	熱のこもりによる体温上昇を送風により防止する機能を有し、車いす等に取り付けるもの。	5年	27,500

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。） 難病患者等にあつては、自力で排尿できない者。（※注4）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級であつて、常時介護を要するもので原則として学齢児以上のもの。難病患者等にあつては、自力で排尿できないもの。（※注4）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000
介護・訓練支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たつて、家族等他人の介助を要する者に限る。）又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であつて、入浴に介護を要するもので原則として3歳以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400
介護・訓練支援用具	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たつて、家族等他人の介助を要する者に限る。） 難病患者等にあつては、寝たきりの状態にある者。（※注4）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であつて、下着交換等に当たつて家族等他人の介助を要するもので原則として学齢児以上のもの。難病患者等にあつては、寝たきりの状態にあるもの。（※注4）	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	障害児又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	15,000
介護・訓練支援用具	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上。 難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害のある者。（※注4）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であつて原則として3歳以上のもの。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能障害のあるもの。（※注4）	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの。	介護者が重度身体障害児を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの。	4年	159,000
介護・訓練支援用具	訓練いす	—	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	—	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	カーシート	体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって、障害等級２級以上の者。又は、同程度の障害（※注４）を有する難病患者等。	—	—	障害者が乗車時における座位保持を可能とする機能を有するもの。	3年	50,000
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者。難病患者等にあつては、入浴に介助を要する者。（※注４）	下肢又は体幹機能障害児であつて、入浴に介助を要するもので原則として３歳以上のもの。難病患者等にあつては、入浴に介助を要するもの。（※注４）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用しうるもの。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用しうるもの。	5年	90,000
自立生活支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上。難病患者等にあつては、常時介護を要する者。（※注４）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（下肢又は体幹機能障害に係るものに限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。難病患者等にあつては、常時介護を要するもの。（※注４）	障害者が容易に使用し得るもの。	障害児等が容易に使用し得るもの。	8年	9,850
自立生活支援用具	特殊便器	上肢障害２級以上。難病患者等にあつては、上肢機能に障害のある者。（※注４）	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行つても自ら排便後の処理が困難な者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（上肢障害に限る。）の程度が１級又は２級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの。難病患者等にあつては、上肢機能に障害のあるもの。（※注４）	障害者等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの。	障害児等が容易に使用できるもので、温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用しうるもので温水温風を出し得るもの。	8年	151,200
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であつて、必要と認められる者。又は、同程度の障害（※注４）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に係るものに限る。）を有し、必要と認められるもの。又は、同程度の障害（※注４）を有する難病患者等。	障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	3年	3,000

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害に限る。）を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって、原則として3歳以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年	60,000
自立生活支援用具	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者であって、必要と認められる者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定されたもの、若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、てんかん発作等により頻りに転倒するもの、又は身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害に限る。）を有し、必要と認められるもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	12,160
在宅療養等支援用具	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度（※注3）の障害を有する者であって、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着している者（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めた者）難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要な者。（※注4）	呼吸器機能障害、心臓機能障害又は同程度（※注3）の障害を有する児であつて、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器を装着しているもの（呼吸器又は心臓機能障害以外の場合は医師が必要と認めた児）難病患者等にあつては、在宅酸素療法を行っている又は人工呼吸器の装着が必要なもの。（※注4）	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害者が容易に使用できるもの。又、難病患者等にあつては、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの。	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定でき、障害児及び介護者が容易に使用できるもの。又、難病患者等にあつては、真に必要なと認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、難病患者等が容易に使用できるもの。	5年	42,000 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するものにあつては、 157,500
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者。）又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（腎臓機能障害に限る。）の程度が1級又は3級であつて原則として3歳以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度（※注1）の身体障害者であって、必要と認められる者。難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者。（※注4）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの、又は同程度（※注1）の身体障害児であつて必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの。難病患者等にあつては、呼吸機能に障害があるもの。（※注4）	障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5年	36,000
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度（※注1）の身体障害者であつて、必要と認められる者。難病患者等にあつては、呼吸機能に障害がある者。（※注4）	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの、又は同程度（※注1）の身体障害児であつて必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの。難病患者等にあつては、呼吸機能に障害があるもの。（※注4）	障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5年	56,400
在宅療養等支援用具	吸引器・ネブライザー両用器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度（※注1）の身体障害者であつて、必要と認められる者。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害（呼吸器機能障害に限る。）の程度が3級以上であるもの、又は同程度（※注1）の身体障害児であつて必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの。又は、同程度の障害（※注4）を有する難病患者等。	障害者が容易に使用し得るもの。	障害児が容易に使用し得るもの。	5年	69,000
在宅療養等支援用具	酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	—	障害者が容易に使用し得るもの。	—	10年	17,000
排泄管理支援用具	ストマ装具	ストマ造設者	ストマ造設者	障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。	障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	蓄便袋 月額8,600 蓄尿袋 月額11,300

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
排泄管理 支援 用具	紙おむつ等 （紙おむつ、 洗腸用具、 サラン・ガーゼ等 衛生用品）	高度の排尿機能障 害者又は脳原性運 動機能障害かつ意 思表示困難者（※ 注2）又は、同程 度の障害（※注 4）を有する難病 患者等。	3歳以上の、高度 の排尿機能障害の ある児又は脳原性 運動機能障害かつ 意思表示困難な児 （※注2）又は、 同程度の障害（※ 注4）を有する難 病患者等。	障害者又は介助者 が容易に使用し得 るもの。	障害児又は介助者 が容易に使用し得 るもの。	—	月額12,000
排泄管理 支援 用具	収尿器	高度の排尿機能障 害者。又は、同程 度の障害（※注 4）を有する難病 患者等。	高度の排尿機能障 害のある児。又 は、同程度の障害 （※注4）を有す る難病患者等。	障害者又は介助者 が容易に使用し得 るもの。	障害児又は介助者 が容易に使用し得 るもの。	1年	男子用 A 普通型7,700 B 簡易型5,700 女子用 A 普通型8,500 B 簡易型5,900
自立生 活支援 用具	火災警報器	障害等級2級以上 （火災発生の感知 及び避難が著しく 困難な障害者のみ の世帯又はこれに 準ずる世帯）又 は、同程度の障害 （※注4）を有す る難病患者等。	児童相談所又は知 的障害者更生相談 所において知的障 害児・者として判 定され障害の程度 が重度又は最重度 であるもの及び身 体障害者手帳の交 付を受けた児童で あって、当該手帳 に身体上の障害の 程度が1級又は2 級であるものとし て記載されている ものでそれぞれ火 災発生の感知又は 避難が著しく困難 なもの。（当該者 の世帯が単身世帯 及びこれに準ずる 世帯である場合に 限る）又は、同程 度の障害（※注 4）を有する難病 患者等。	室内の火災を煙又 は熱により感知 し、音又は光を発 し屋外にも警報ブ ザーで知らせ得る もの。	室内の火災を煙又 は熱により感知 し、音又は光を発 し屋外にも警報ブ ザーで知らせ得る もの。	8年	15,500
自立生 活支援 用具	自動消火器	障害等級2級以上 （火災発生の感知 及び避難が著しく 困難な障害者のみ の世帯又はこれに 準ずる世帯） 難病患者等にあっ ては、火災発生の 感知及び避難が著 しく困難な難病患 者等のみの世帯及 びこれに準ずる世 帯。（※注4）	児童相談所又は知 的障害者更生相談 所において知的障 害児・者として判 定され障害の程度 が重度又は最重度 であるもの及び身 体障害者手帳の交 付を受けた児童で あって、当該手帳 に身体上の障害の 程度が1級又は2 級であるものとし て記載されている ものでそれぞれ火 災発生の感知又は 避難が著しく困難 なもの（当該者 の世帯が単身世帯 及びこれに準ずる 世帯である場合に 限る） 難病患者等にあっ ては、火災発生の 感知及び避難が著 しく困難な難病患 者等のみの世帯及 びこれに準ずる世 帯。（※注4）	室内温度の異常上 昇又は炎の接触で 自動的に消火液を 噴射し、初期火災 を消火し得るも の。	室内温度の異常上 昇又は炎の接触で 自動的に消火液を 噴射し、初期火災 を消火し得るも の。	8年	28,700

種目	品目	対象者（者）	対象者（児）	性能（者）	性能（児）	耐用年数	基準額
自立生活支援用具	人工呼吸器用外部バッテリー	在宅で人工呼吸器を使用している筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の障害者。	在宅で人工呼吸器を使用している筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の障害児。	障害者及び介護者が容易に使用し得るもの。	障害児及び介護者が容易に使用し得るもの。	2年	200,000
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）又は視覚障害2級以上の者。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある者。（※注4）	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の身体障害児であつて障害程度等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上のもの）又は視覚障害2級以上のもの。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある者。（※注4）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし、新築または増築工事は除く。	障害児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし、新築または増築工事は除く。	—	200,000

1 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害の場合には、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとします。

2 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、入浴補助用具、移動移乗支援用具、移動用リフト、特殊尿器、便器、居宅生活用具補助用具は、介護保険法（平成9年法律第123号）による給付等が優先されます。

3 費用の1割は原則自己負担とします。（基準額を超えた場合、超えた額及び基準額の1割は自己負担）

4 耐用年数を経過していない場合は、原則として再給付対象外とします。

（※耐用年数はH18.10以前からの旧日常生活用具給付事業からも継続します。）

注1 ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、吸引器・ネブライザー両用器の対象者に関して、同程度とは以下のものをいいます。

①上肢・下肢・体幹すべて1級のもの。

②上肢・下肢・体幹すべて2級以上のもので、医師が必要と認めたもの。

③常時介護を要する下肢又は体幹1級のもので、気管切開、遷延性意識障害、脳血管疾患等による嚥下障害があり、医師が必要と認めたもの。

注2 紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）の交付対象者は、ストマ用装具の装着が困難な者であつて、紙おむつ等の用具を必要とする者に限ります。（脳原生運動機能障害かつ意思表示が困難な、3歳以上の児童及び者は、医師の意見書が必要になります。）※詳しくは別紙参照

注3 パルスオキシメーターの対象者に関して、同程度とは、医師が必要と認めた者をいいます。医師の意見書が必要です。

注4 難病患者等による障害により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度。

医師が必要と認めた者を対象とします。医師の意見書が必要です。

注5 現に装用している当該機器が5年以上経過していることを確認できる書類（処理証明書等）が必要です。

注6 常時埋込型の人工喉頭を使用する者（児）は、初回申請時のみ、医師の意見書が必要です。

注7 保険適用による購入が優先されます。

資料3 身体、知的、精神障害者相談員

1 富士市身体障害者相談員

地区名	ふりがな 氏名	電話番号	ファクス番号	障害部位
吉原地区	あきかわ ほんお 浅川 治男	52-9195	—	上肢
	おの たかお 小野 公男	53-6371	—	体幹
	ほしやま のぼる 星山 昇	35-1984	—	下肢
	すずき わたる 鈴木 亘	35-1505	35-1788	上肢
	やまもと しょうご 山本 昭吾	35-1639	35-1639	聴覚
	えんどう あきら 遠藤 晃	57-0033	57-0033	下肢
	すずき れいこ 鈴木 礼子	63-2906	—	聴覚
	もちづき のぼる 望月 昇	52-3231	52-3231	視覚
ふるごおり やすお 古郡 保夫	71-7581	71-7581	下肢	
富士地区	いちの れいこ 市野 玲子	62-6310	62-6310	下肢
	たき こと代 瀧 こと代	88-9605	88-9605	上肢
	いわみ くはひろ 岩見 邦廣	30-9420	30-9420	下肢
鷹岡地区	いけなが まさこ 池永 昌子	71-2032	—	内部
富士川地区	まつき すえみ 松木 末美	85-2273	—	内部

2 知的障害者相談員

NO	ふりがな 氏名	電話番号	ファクス番号	担当地区
1	とりい いわお 鳥居 巖	61-1734	63-0770	富士駅南
2	かなや やよい 金谷 弥生	38-2295	38-2295	吉永
3	まきの けいこ 楨野 恵子	71-9607	71-9607	丘
4	わたなべ なるみ 渡邊 成美	71-1444	71-1444	鷹岡
5	やざき あかね 矢崎 朱音	52-8651	—	伝法
6	たなか みちこ 田中 典子	65-3110	—	岩松、岩松北
7	さいとう たいこ 斎藤 岱子	21-0150	21-0150	原田
8	すずき れいこ 鈴木 礼子	22-1079	22-1079	富士見台
9	ほった かずこ 堀田 和子	21-7674	21-7674	広見、青葉台
10	すずき かずえ 鈴木 和江	35-4119	—	大淵
11	とみた まやの 富田 まやの	52-1437	51-0462	吉原
12	さの きょうこ 佐野 京子	35-0273	35-0273	大淵
13	きたづめ しげみ 北詰 臣美	32-1646	—	元吉原
14	とつぎ かいえ 戸次 快江	64-0679	64-0679	富士駅北
15	たかはし のぶお 高橋 信夫	81-2279	—	富士川
16	いとう やまこ 伊藤 八枝子	51-9240	—	今泉

3 精神障害者相談員

【こころを病む人の家族のための電話相談】

こころの病を抱えている人の家族の悩み等に対して、富士市精神障害者相談員が電話相談を行います。(対象は家族のみで、当事者本人は不可)

- ・時 間 毎週火曜日、木曜日午前9時～正午、午後1時～4時
- ・電 話 090-4406-7473

※時間帯によっては、繋がらない場合もありますのでご了承ください。

資料4 障害福祉サービス事業所一覧

令和5年4月1日現在

【凡例】

対象：身…身体障害、知…知的障害、重心…重症心身障害、精…精神障害、難…難病、児…児童
 種別：特…特定相談支援、一…一般相談支援、児…障害児相談支援、短…短期入所利用可能施設
 その他：短…短期入所利用可能施設

■相談支援事業所

障害のある人や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携の下、地域において安心して生活できる地域の支援体制をつくりまします。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
彩り	416-0922	富士市水戸島元町9-10ふたばビル1F	050-3569-0829	身/特・一
介護福祉相談支援センター	419-0201	富士市厚原1929-1	71-4042	身・知・精・児/特・児
介護支援ピアケア相談支援センター	417-0001	富士市比奈40-1	67-2980	身・知・精・児/特
サポートセンターほっと	417-0056	富士市日乃出町165-1 サンミック静岡ビル104	32-8160	精/特
相談支援事業いろはに	419-0201	富士市厚原879-9	71-3995	児/児
相談支援事業所インクル	417-0061	富士市伝法1065-10	30-9922	重心/特・児
相談支援事業所すまいるびいーす	417-0807	富士市神戸441-1 B1階	21-4300	児/特・児・一
相談支援事業所P'S	416-0909	富士市松岡1357-3	65-0005	児/児
相談支援事業所富士本	417-0801	富士市大淵4632-7	35-1405	知/特
相談支援事業所メルシー	417-0061	富士市伝法567-1	67-5400	重心/特・児
相談支援事業所和光	417-0801	富士市大淵4632-6	35-0384	知/特
相談支援ひかりの丘	419-0201	富士市厚原672-2	72-3963	知/特
地域生活支援センターせふりー	417-0801	富士市大淵2710-1	32-8830	身・知・精・児/特・一・児
指定相談支援事業所くぬぎの里	417-0801	富士市大淵14282-1	35-5589	身・知・精/特・一
特定相談支援事業所さくらの柱	417-0001	富士市今泉3186-1 コーポ高砂105号	67-2707	精/特
特定相談支援事業所福祉キャンパス	417-0801	富士市大淵2106-3	67-0309	児・身・知・精/特・児
ドリームリード富士	417-0002	富士市依田橋405-1	30-7575	身・知・精・児/特・児
はじめの一步	416-0909	富士市松岡1014-2	88-1128	知・精/特
富士市社会福祉協議会	416-8558	富士市本市場432-1	64-6608	身・知・精/特
富士市立こども発達センター	417-0061	富士市伝法85	21-9482	児/特・児
ゆうゆう	417-0801	富士市大淵2815-2	35-2911	精/特・一
相談支援事業所はみんぐ	416-0905	富士市五味島277-1	30-6566	身・知・精
指定障害児相談支援事業所ソウゾウ	417-0826	富士市中里81-2	090-3112-9797	児/
相談支援事業所こゆき	416-0902	富士市長通99-1	080-2033-3126	精/特
相談支援事業所えみな	416-0951	富士市米之宮町208	32-6863	知・精/特

■総合相談

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
富士市障害者基幹相談支援センター	417-8601	富士市永田町1丁目100 富士市役所障害福祉課内	55-2761	身・知・精・難・児

■就労相談

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
富士障害者就業・生活支援センター チャレンジ	417-0847	富士市比奈1481-2	39-2702	
富士市障害者就労機能パワーアップ事業	417-0057	富士市瓜島町145 コーポ栄座104	51-0632	

■子どもと家庭の相談

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
児童家庭支援センター パラソル	417-0808	富士市一色168-1	32-8125	

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
あそ〜と	417-0061	富士市伝法1065-10	52-1123	重心
あったかおおぶち	417-0809	富士市中野432-25	35-6062	身・知・精・短
オリーブの丘	417-0061	富士市伝法120-1	30-6321	身・知
デイサービスえがお	417-0801	富士市大淵2897-5	37-1000	身・知・精・短
老生直（おきな）	417-0847	富士市比奈993-1	30-8090	身・知・精・短
きぼうの里	417-0801	富士市大淵14283-1	35-6611	知・短
くすの木学園	417-0801	富士市大淵2106-3	35-0312	身・知・精
くぬぎの里	417-0801	富士市大淵14282-1	35-5711	身・短
孝行家（こうこうや）	416-0934	富士市鮫島436-1	30-7337	身・知・精・短
ごうでいんぐ岩世ヶ原	417-0852	富士市原田2311-1	67-6451	身・知・精
すどの杜	417-0815	富士市増川510-1	39-0061	身・知・精・短
すまいるはあ〜と	417-0807	富士市神戸441-1	21-4000	重心
でら〜と	417-0061	富士市伝法86-3	23-1551	重心
デイサービスセンターサルビア	416-0905	富士市五味島280-1	66-1616	身・知・精
大地	419-0201	富士市厚原640-2	30-9211	身・知・精
永遠の家	417-0061	富士市伝法1773-30	53-6855	身・知・精・短
2人3脚	417-0812	富士市境499-1	39-2239	身・知・精・短
はまかぜ	417-0845	富士市大野新田744-12	31-1030	身・知・精
ひかりの丘	419-0201	富士市厚原672-2	72-3963	身・知
ヒューマンヒルズ新富士	416-0932	富士市柳島198-3	66-2766	身・知・精
ふじあざみ	417-0801	富士市大淵3515-1	32-9030	知
富士見学園	417-0801	富士市大淵2158	35-0686	知、短
デイサービスふじみ台	417-0855	富士市三ツ沢217-2	23-1234	身・知・精・短
富士本学園	417-0801	富士市大淵4632-7	35-1405	知、短
富士和光学園	417-0801	富士市大淵4632-6	35-0384	知、短
生活介護事業所メルシー	417-0061	富士市伝法567-1	67-5400	重心
多機能ホーム結	417-0808	富士市一色168-7	38-9331	身・知・精・短
らいと	417-0801	富士市大淵2710-1	32-8810	知
リル富士松岡	416-0909	富士市松岡418-8	30-9018	身・知・精・短
オープンスペース笑居笑居	416-0944	富士市横割2丁目2-27	61-7677	知・精
愛の丘	418-0112	富士宮市北山5170	0544-58-5325	知
ケアサポート由	418-0001	富士宮市城北町111-1	0544-27-6061	身・知・精
三和荘	418-0112	富士宮市北山7418-10	0544-54-1751	身・短
しょくーる	418-0022	富士宮市小泉2530-2	0544-29-7687	
すてっぷあっぷ	418-0061	富士宮市北町1-26	0544-23-1671	知
富士厚生園	418-0111	富士宮市山宮3666-232	0544-58-2681	知・短
らぼ〜と	418-0051	富士宮市淀師1577-1	0544-26-0090	重心
かぬき学園	410-0301	沼津市宮本5-2	055-923-7850	身・知・精・短
クリエート太陽	410-0301	沼津市宮本5-2	055-923-7917	身・知・精
ワークスとおがさ	410-0301	沼津市宮本5-2	0559-23-7850	身・知・精・短
さくらワーク	421-3203	静岡市清水区蒲原44	054-385-5654	知
静岡医療福祉センター成人部	422-8006	静岡市駿河区曲金5丁目3-30	054-285-2402	身・短
百花園	424-0401	静岡市清水区中河内2780	0543-95-2621	身・短
伊豆リハビリテーションセンター	419-0107	田方郡函南町平井717-2	055-978-5111	身・短
伊豆ライフケアホーム	419-0107	田方郡函南町平井717-2	0559-78-0811	身・短
中伊豆リハビリテーションセンター	410-2507	伊豆市冷川1523-108	0558-83-2111	身・短

■ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
いっぷく	417-0811	富士市江尾150-1	39-1150	知・精
くすの木学園	417-0801	富士市大淵2106-3	35-0312	
セリータ富士	417-0847	富士市比奈1294-5	67-1022	知・精
富士見学園	417-0801	富士市大淵2158	35-0686	知
ゆうが	416-0903	富士市松本372-1	66-1234	身・精
機能訓練プラザ	416-0901	富士市岩本458-27	32-7599	
サンライズあかつき	418-0112	富士宮市北山4783-1	0544-58-6155	精
スクールふじのみや	418-1970	富士宮市上井出613-2	0544-54-1513	知・精
LEAF	418-0011	富士宮市栗倉2736-3	0544-21-9533	知・精
あまぎ学園	410-0301	沼津市宮本5-2	055-923-7850	知・精
中伊豆リハビリテーションセンター	410-2507	伊豆市冷川1523-108	0558-83-2111	身

■ 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
機能訓練プラザ	416-0915	富士市岩本458-27	32-7599	身
ヒューマンヒルズ新富士	416-0932	富士市柳島198-3	66-2766	身
伊豆リハビリテーションセンター	419-0107	田方郡函南町平井717-2	055-978-5111	身

■ 宿泊型自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
サンライズあかつき	418-0112	富士宮市北山4783-1	0544-58-6155	精

■ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
静岡てんかん・神経医療センター	420-0953	静岡市葵区漆山886	054-245-5446	身・知・短
つばさ静岡	420-0805	静岡市葵区城北117	054-249-2830	身・知・短
伊豆医療福祉センター	410-2122	伊豆の国市寺家202	055-949-1165	身・知・短
聖隷おおぞら療育センター	422-8105	浜松市北区三方原町3453	053-437-1467	身・知・短
静岡医療センター	411-8611	駿東郡清水町長沢761-1	055-975-2000	身・知・短
天竜病院	434-8511	浜松市浜北区於呂4201-2	058-583-3111	身・知・短

■ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
アポーヨ富士	416-0954	富士市本市場町828 T A S ビル4階	65-6821	精
イコイ	419-0201	富士市厚原1255-1	32-9353	身・知・精
くすの木学園	417-0801	富士市大淵2106-3	35-0312	
富士山ドリームビレッジ	417-0002	富士市依田橋405-1	30-7575	身・知・精
夢の杜	417-0061	富士市伝法1-7	30-7295	知・精
リアライズ	416-0913	富士市平垣本町7-20サニービル101	88-0530	身・知・精
A R A T A	419-0313	富士宮市西山2483-18	0544-29-2480	身・知・精
サポートセンターあさひで	418-0005	富士宮市宮原宇大塚420-1	0544-25-3224	知
スクールふじのみや	418-0103	富士宮市上井出613-2	0544-54-1513	身・知・精

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
LEAF	418-0011	富士宮市栗倉2736-3	0544-21-9533	知・精
アイエスエフネットライフ静岡	410-0804	沼津市西条町161 カーニープレイス沼津ビル6階	055-954-5181	身・知・精
障害者就労福祉センター・ジョブネットはら	410-0312	沼津市原1547-2	055-967-5676	身・知・精
ワークスうしぶせ	410-0301	沼津市宮本5-2	055-923-7850	身・知・精
LITALICOワークス静岡	420-0857	静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート3階	054-205-7177	精

■就労定着支援

就労移行支援、就労継続支援A型・B型を利用した後に一般就労した障害者に対し、就労の定着を目的に訪問等の支援を一定期間行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
アポーヨ富士	416-0954	富士市本市場町28 TASビル4階	65-6821	精
くすの木学園	417-0801	富士市大淵2106-3	35-0312	知
サンライズ	416-0924	富士市水戸島本町12-40	32-8481	身・知・精・難
富士山ドリームビレッジ	417-0002	富士市依田橋405-1	30-7575	身・知・精
夢の杜	417-0061	富士市伝法1-7	30-7295	知・精

■就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は雇用型です。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
アクティブ	417-0048	富士市高島町99	32-6613	身・知・精
あゆみ	417-0035	富士市津田町179-1	52-1975	身・知・精
Lハート	417-0811	富士市江尾246-7	30-9100	身・知・精
サンライズ	416-0942	富士市水戸島本庁12-40	32-8481	身・知・精
チェンジ	417-0848	富士市大野60-1	31-1481	身・知・精
てあてるキッチン	416-0954	富士市本市場町801	38-9795	身・知・精
プレーリー	416-0909	富士市松岡1564-4	88-2763	身・知・精・難
みちしる	417-0002	富士市依田橋266-1	32-6121	知・精
はみんぐ	416-0905	富士市五味島281	67-2030	身・知・精
リアライズ	416-0913	富士市平垣本町7-20サニービル101	88-0530	身・知・精
ARATA	418-0065	富士宮市中央町2-4	0544-66-8877	身・知・精
NEST	418-0022	富士宮市小泉413-2	0544-21-9000	身・知・精
富士宮ドリームビレッジ	418-0018	富士宮市栗倉南町203	0544-25-1901	身・知・精
アイサンキュー	410-0813	沼津市上香貫三貫地1173-6	055-931-3987	身・知・精
すずらん	410-0057	沼津市高沢町4-39	055-929-9656	知・精
つながり	410-0312	沼津市原1413-1	055-967-9512	身・知・精
みちしる沼津	410-0836	沼津市吉田町27-5	055-960-9999	精

■就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
アクティブ	417-0048	富士市高島町99	32-6613	身・知・精
イコイ	419-0201	富士市厚原1255-1	32-9353	身・知・精
いっぶく	417-0811	富士市江尾150-1	39-1150	知・精
イロドリ	417-0801	富士市大淵3923-4	30-7713	身・知・精
デンキワークス富士	419-0204	富士市入山瀬3-6-55	78-3136	
ごうでいんぐ岩世ヶ原	417-0852	富士市原田2311-1	67-6451	身・知・精
ココハウス	417-0048	富士市高島町139	50-9008	
オープンスペース笑居笑居	416-0944	富士市横割2丁目2-27	61-7677	知・精
きさらぎ富士	417-0816	富士市増川新町13-1	32-6823	知・精
くすの木学園	417-0801	富士市大淵2106-3	35-0312	知
サンライズ	416-0924	富士市水戸島本町12-40	32-8481	身・知・精・難

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
Coplus 富士	417-0061	富士市伝法680-5	67-7832	身・知・精
市民ふれあいバンク	417-0854	富士市宇東川西町8-39	51-3080	身・知
スマイルベリーファーム	417-0801	富士市大淵11253	32-8266	身・知・精
鷹身工芸社	419-0202	富士市久沢1018-4	71-0105	身・知
匠	417-0056	富士市日乃出町50	52-1830	身・知・精
竹の子	416-0944	富士市横割1丁目20-13	64-0881	身・知
でじるみ富士	417-0052	富士市中央町2丁目2-25	51-6770	身・知・精
はないろ	416-0908	富士市柚木317-1	30-8716	身・知・精
ハナリコ	417-0001	富士市今泉9丁目8-36 1階	67-3111	精
はみんぐ	416-0905	富士市五味島277-1	67-2030	身・知・精
ひめな	417-0847	富士市比奈1376-1	34-7100	身・知
ふじばら作業所	421-3306	富士市中之郷4100-1	81-1144	身・知
ふじひろみ	417-0801	富士市大淵3022	30-6665	身・知
NEST 青葉町	416-0952	富士市青葉町429	38-9111	身・知・精
はじめの一步	416-0909	富士市松岡1014-2	88-1128	身・知・精
ふれあいショップあゆみ	416-0909	富士市松岡566-4	64-0694	身・知
ポプリ	416-0931	富士市蓼原202-7	61-6310	精
まつぼっくり	417-0845	富士市大野新田744-25	32-0380	身・知
もちづき	416-0914	富士市本町15-27アーバンマンション1階	81-1148	身・知・精
ゆうが	416-0903	富士市松本372-1	66-1234	身・精
夢の杜	417-0061	富士市伝法1-7	30-7295	知・精
吉原つくし	417-0052	富士市中央町1-10-35	53-0857	身・知
ラビット富士	416-0901	富士市岩本377-1	61-7755	身・知・精
ラビット富士ぐらんで	417-0061	富士市伝法2450-1	30-9177	身・知・精
あかつき園	418-0112	富士宮市北山4783-1	0544-58-6155	精
朝霧みどりの家	418-0108	富士宮市猪之頭2075-6	0544-26-1970	知
ARATA	418-0313	富士宮市西山2483-18	0544-29-2480	身・知・精
EPOファーム	418-0011	富士宮市粟倉2736-3	0544-21-9533	知・精
すてっぷあっぷ	418-0061	富士宮市北町1-26	0544-23-1671	知
NEST	418-0022	富士宮市小泉413-2	0544-21-9000	身・知・精
アイエスエフネットベネフィット	410-0804	沼津市西条町161 カーニープレイス沼津5階	055-943-7610	身・知・精
あまぎ学園	410-0301	沼津市宮本5-2	055-923-7850	身・知・精
きさらぎ	410-0317	沼津市石川828-3	055-967-5952	知・精
クリエート太陽	410-0301	沼津市宮本5-2	055-923-7917	身・知・精
こころみファーム	410-0006	沼津市中沢田734-3	055-969-0211	知
すずらん	410-0057	沼津市高沢町4-39	055-929-9656	知・精
日本ワークス	410-0007	沼津市西沢田504	055-963-2088	身(聴覚・言語)、知・精
ルピナス事業所	410-0874	沼津市松長184-5	055-967-5359	知
ワークステーションふれあい沼津	410-0863	沼津市下一丁目897	055-954-2730	精
さくらワーク	421-3203	静岡市清水区蒲原44	054-385-5654	知
中伊豆リハビリテーションセンター	410-2507	伊豆市冷川1523-108	0558-83-2111	身・知・精

■共同生活援助（介護サービス包括型）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
イコイ	416-0906	富士市本市場字佳来南220-15	67-8307	身・知・精・短
カノアハウスフジ	417-0052	富士市中央町2丁目9-9-2-103	080-3503-2095	知・精
さくらの杜	417-0001	富士市今泉3186-1 コーポ高砂	67-2707	精
そびな寮	417-0801	富士市大淵2075-3	35-1148	知
ドリームゲート松岡	416-0903	富士市松岡	67-7377	知・精
なでしこ	416-0905	富士市五味島280-5	62-0805	知
ハッピーホーム	416-0903	富士市松本86-1	32-6882	知・精・短

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
グループホーム 花のうてな 岩本	416-0901	富士市岩本2115番地の11	30-7808	
BREMEN中里	417-0826	富士市中里1232-1	67-5657	身・知・精・短
L I HWA	417-0841	富士市富士岡1487-23	67-8929	身・知・精・短
あわくらホーム	418-0017	富士宮市舟久保町1-20	0544-27-8042	知
三園平ホーム	418-0004	富士宮市三園平851	0544-23-7771	知
花みずき	418-0001	富士宮市万野原新田3180-8	0544-26-5028	身・知・精
陽だまりの家	418-0022	富士宮市小泉2775-11	0544-29-6646	知
カノアハウス	410-0317	沼津市石川282-1第1のぼりマンション101	055-950-5520	知・精
フレンジイメゾン西沢田Ⅰ・Ⅱ	410-0007	沼津市西沢田404-2	055-923-6006	精
アズキ(暖月)	421-3203	静岡市清水区蒲原4丁目15番地の3	0545-88-2763	

■共同生活援助(外部サービス利用型)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
あおぞら第1寮	417-0801	富士市大淵2106-7	36-0116	知
あおぞら第2寮	417-0801	富士市大淵2106-7	36-0117	知
大富士グループホーム	417-0862	富士市石坂333-5 広見台ドミールKN B102	22-3911	精
きあら	417-0826	富士市中里2591-22 リバーハイツ102・202・203	055-967-5952	身・知・精
グループホーム新富士寮	416-0944	富士市横割5丁目1-27	31-0505	精
グループホーム駿河寮	417-0855	富士市宮島362-12	31-0505	精
高山ホーム	417-0801	富士市大淵356-93 県営高山団地C205・206	36-2181	知
中野ホーム	417-0801	富士市大淵356-93 県営高山団地B103・104	36-0925	知
中野寮	417-0862	富士市石坂405-12 ベルコーポ石坂101・102	35-2911	精
福田寮	417-0862	富士市石坂438-15	35-2911	精
富士ばらホーム	417-0801	富士市大淵2815-2	35-2911	精
ふじみ	419-0201	富士市厚原1138-6	71-3370	精
グループホーム富士寮	417-0846	富士市今井2丁目11-10	31-0505	精
みどりの家Ⅱ	419-0202	富士市久沢2丁目7-31	—	知
コーポあかつき(パンジー、ひまわり、コスモス等)	418-0001	富士宮市万野原新田3895-1 コーポアルファA	0544-58-6155	精
みどりの家Ⅰ	418-0078	富士宮市阿幸地町737-1	—	知
みどりの家Ⅲ	418-0104	富士宮市内野1551-20	—	知

■共同生活援助(日中サービス支援型)

常時の支援が必要な重度の障害者に対し、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介助等を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
GoodSon	417-0061	富士市伝法4-15	88-0122	重心、短
ソーシャルインクルーホーム富士蓼原	416-0931	富士市蓼原692-18	63-5761	身・知・精、短
ソーシャルインクルーホーム富士水戸島	416-0921	富士市水戸島2-19	62-0674	身・知・精、短
ちゃーむ	416-0902	富士市長通99-1	30-8561	知・精、短
ふわふわ富士松岡	416-0909	富士市松岡420-2	30-8978	身・知・精、短
ソーシャルインクルーホーム富士宮大岩	418-0013	富士宮市大岩529-1	0544-66-5335	
ふわふわ富士宮	418-0026	富士宮市西小泉町59-2	0544-66-6710	
みや〜と	418-0051	富士宮市淀師1577-4	0544-21-9637	

■施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴や排泄、食事の介護等を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
きぼうの里	417-0801	富士市大淵14283-1	37-0515	知、短
くぬぎの里	417-0801	富士市大淵14282-1	35-5588	身、短
富士見学園	417-0801	富士市大淵2158	35-0686	知、短

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
富士本学園	417-0801	富士市大淵4632-7	35-1405	知、短
富士和光学園	417-0801	富士市大淵4632-6	35-0384	知、短
三和荘	418-0112	富士宮市北山7418-10	0544-54-1751	身、短
富士厚生園	418-0111	富士宮市山宮3666-232	0544-58-2681	知、短
富士清心園	418-0111	富士宮市山宮3666-232	0544-58-2682	知、短
富士明成園	418-0111	富士宮市山宮3666-232	0544-58-4858	知、短
あまぎ学園	410-0301	沼津市宮本5-2	055-923-7850	身・知・精、短
かぬき学園	410-0301	沼津市宮本5-2	055-923-7850	身・知・精、短
ワークスうしぶせ	410-0301	沼津市宮本5-2	055-923-7850	身・知・精、短
ワークスとおがさ	410-0301	沼津市宮本5-2	055-923-7850	身・知・精、短
静岡医療福祉センター成人部	422-8006	静岡市駿河区曲金5丁目3-30	054-285-2402	身、短
百花園	424-0401	静岡市清水区中河内2780	054-395-2621	身・知・精、短
百花園宮前ロッジ	424-0881	静岡市清水区楠150-1	054-344-3555	身、短
伊豆リハビリテーションセンター	419-0107	田方郡函南町平井717-2	055-978-5111	身、短
伊豆ライフケアホーム	419-0107	田方郡函南町平井717-2	055-978-0811	身、短
中伊豆リハビリテーションセンター	410-2507	伊豆市冷川1523-108	0558-83-2111	身・精、短

■地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
アップルハウス	417-0862	富士市石坂85-27	67-2271	
イコイ	419-0201	富士市厚原1255-1	32-9353	
え〜る	417-0001	富士市比奈40-1	67-2980	
きぼうの里	417-0801	富士市大淵14283-1	35-5520	
きりのね	419-0201	富士市厚原2314	090-5869-2021	
ピュール	419-0201	富士市厚原2168-3	32-7335	
ふじのくにさくら工房	417-0001	富士市今泉2598-4	52-7207	
ふじ未来サポート	416-0909	富士市松岡1603-12	32-8566	
ゆうゆう	417-0801	富士市大淵2815-1	35-2911	
よつば工房	417-0809	富士市中野223-7	35-6161	
ふらっと	418-0005	富士宮市宮原7-1	0544-22-1315	
きさらぎ	410-0317	沼津市石川828-3	055-967-5952	
やまいも倶楽部	412-0046	御殿場市保土沢1080-78	0550-88-5517	

■日中一時支援

障害児・者の日中における活動の場を確保するとともに、家族の一時的な休息を目的とした見守り等を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
あそ〜と	417-0061	富士市伝法1065-10	52-1123	
アミ	417-0061	富士市伝法710-14	78-0723	
イコイ	419-0201	富士市厚原1255-1	32-9353	
きぼうの里	417-0801	富士市大淵14283-1	37-0515	
くすの木学園	417-0801	富士市大淵2106-3	35-0312	
コアの木	417-0201	富士市厚原2180-4	30-9095	
すまいるおひさま	417-0807	富士市神戸441-1	21-4000	
大地	419-0201	富士市厚原640-2	30-9211	
でら〜と	417-0061	富士市伝法86-3	23-1551	
なんくる	417-0055	富士市永田町2丁目109-1	30-9811	
ピュール	419-0201	富士市厚原2168-3	32-7335	
富士あけぼの園	417-0001	富士市今泉8丁目5-1	67-0521	
ふじあざみ	417-0801	富士市大淵3783-1	32-9030	
富士山ドリームビレッジ	417-0002	富士市依田橋405-1	30-7575	

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
ふじ未来サポート	416-0909	富士市松岡1603-12	32-8566	
富士本学園	417-0801	富士市大淵4632-7	35-1405	
ふじやま学園	417-0801	富士市大淵2106-3	35-0313	
富士和光学園	417-0801	富士市大淵4632-6	35-0384	
メリー	417-0001	富士市今泉3212-3	32-8364	
メルシー	417-0061	富士市伝法567-1	67-5400	
りふれ	419-0201	富士市厚原985-2	73-0320	
グランデ	418-0006	富士宮市外神字中谷487-1	0544-66-8791	
サポートセンターあさひで	418-0005	富士宮市宮原420-1	0544-25-3224	
じゃんぷ	418-0064	富士宮市元城町23-11	0544-21-9065	
すてっぷあつぷ	418-0061	富士宮市北町1-26	0544-23-1671	
あのあの	418-0022	富士宮市小泉233-1	0544-25-0707	
富士厚生園	418-0111	富士宮市山宮3666-232	0544-58-2694	
富士清心園	418-0111	富士宮市山宮3666-232	0544-58-2682	
富士明成園	418-0111	富士宮市山宮3666-232	0544-58-4858	
みや〜と	418-0051	富士宮市淀師1577-4	0544-21-9637	
らぼ〜と	418-0051	富士宮市淀師1577-1	0544-26-0090	
LEAF	418-0011	富士宮市粟倉2736-3	0544-21-9533	
ふわふわ沼津西沢田	410-0007	沼津市西沢田字中村726-7	055-955-9223	

■移動支援

単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる支援を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
きらら富士ヘルパーセンター	417-0808	富士市一色258-47	0545-23-1600	
すまいるえぶりい	417-0807	富士市神戸411-1	0545-21-4000	
セラティ	417-0061	富士市伝法2987-5	0545-57-1233	
でら〜と	417-0061	富士市伝法86-3	0545-23-1551	
介護支援ピアケア	417-0001	富士市今泉2-8-2	0545-53-1883	
ニチイケアセンター岳南富士	417-0043	富士市荒田島町9-8 アイハイム101	0545-55-0255	
ニチイケアセンター富士	419-0201	富士市厚原1976-4	0545-73-0271	
ニチイケアセンター富士川	419-0201	富士市柚木203-1 鳥居事務所1F	0545-65-6260	
(福)富士市社会福祉協議会	416-8558	富士市本市場432-1	0545-66-3260	
ふれあい富士	417-0855	富士市三ツ沢453-21	0545-22-0300	
ヘルパーステーションはーとらいふ富士	416-0909	富士市松岡1144-2-4	0545-30-6931	
訪問介護本舗ふじ	416-0909	富士市松岡1545-1 クリエイトハイム松岡202	0545-67-8333	
夢コープ富士事業所	416-0922	富士市水戸島元町14-22	0545-65-7050	
ホームヘルプサービスりふれ	419-0201	富士市厚原630-2	0545-73-0320	
なの花	418-0011	富士宮市粟倉2729-176	0544-24-8625	
ニチイケアセンター咲花	418-0077	富士宮市東町13-3	0544-21-0133	
プリメーラ	418-0078	富士宮市阿幸地町290	0544-66-9455	
ヘルパーステーション和	418-0022	富士宮市小泉634-1	0544-66-8331	
居宅介護事業所ぽのぽの	418-0005	富士宮市宮原469-4	0544-24-4647	

■ライフサポート事業

【凡例】

種 別：へ…ヘルパー派遣、短…短期入所、デ…デイサービス

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
生活介護事業所あそ〜と	417-0061	富士市伝法1065-10	52-1123	短
きさらぎ富士	417-0816	富士市増川新町13-1	32-6823	短
ショートステイきぼうの里	417-0801	富士市大淵14283-1	37-0515	短

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
きらら富士ヘルパーセンタ	417-0808	富士市一色258-47	23-1600	へ
ショートステイクぬぎの里	417-0801	富士市大淵14282-1	35-5588	短
ライフサポート事業所 大	419-0201	富士市厚原640-2	30-9211	短、デ
生活介護事業所でら〜と	417-0061	富士市伝法86番地の3	23-1551	へ、短、デ
特定非営利活動法人ピアケ	417-0847	富士市比奈40-1	67-2980	へ、短、デ
生活介護事業所 障がい支援ひかりの丘	419-0201	富士市厚原672-2	72-3963	短
地域活動支援センター ビュール	419-0201	富士市厚原2168-3	32-7335	へ、短
ふじ未来サポート	416-0909	富士市松岡1603-12	32-8566	へ、短、デ
富士市立ふじやま学園	417-0801	富士市大淵2106-3	35-0313	短
富士和光学園	417-0801	富士市大淵4632-6	35-0384	デ
富士本学園	417-0801	富士市大淵4632-7	35-1405	短
メリー	417-0001	富士市今泉3212-3	32-8364	短
生活介護事業所メルシー	417-0061	富士市伝法567-1	67-5400	短
障害者ホームヘルプサービス りふれ	419-0201	富士市厚原630-2	73-0320	へ、短、デ
オープンスペース笑居笑居	416-0944	富士市横割2丁目2-27	61-7677	短
多機能事業所あのだの	418-0022	富士宮市小泉233-1	0544-25-0707	デ
プリメーラ	418-0078	富士宮市阿幸地町290	0544-66-9455	へ、デ
居宅介護事業所 ぼのぼの	418-0022	富士宮市小泉233-1	0544-25-0707	へ
生活介護事業所らぼ〜と	418-0051	富士宮市淀師1577-1	0544-26-0090	短

■居宅介護等事業所

【凡例】

種 別：居…居宅介護、重訪…重度訪問介護、重包…重度障害者等包括支援、行…行動援護、同…同行援護

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
アクア富士訪問介護	419-0201	富士市厚原字大石2118-3	32-9611	居、重訪
ヘルパーステーション絆	417-0001	富士市今泉1709-4	55-5051	居、重訪
居宅介護支援事業所KOKO	419-0201	富士市厚原2180-4-2	30-9095	居
きらら富士ヘルパーセンター	417-0808	富士市一色258-47	23-1608	居、重訪
ヘルパーステーションはーとらいふ富士	416-0909	富士市松岡609-1	30-6931	居
居宅介護BANBU	417-0801	富士市大淵2897-12内藤ビル1F2号	090-1664-4013	居、重訪
五幸ケアサービス富士	417-0058	富士市永田北町3-25 相田ビル202	32-6576	居、重訪
富士市社会福祉協議会	416-8558	富士市本市場432-1 富士市フィランセ東館2階	66-3251	居、同
セラティ	417-0061	富士市伝法2987-5	57-1233	居、重訪、同
セントケア富士	417-0055	富士市永田町1丁目91	53-2942	居、重訪
でら〜と	417-0061	富士市伝法86-3	23-1551	居、重訪、同
ビューマンヒルズ吉原訪問介護	417-0051	富士市吉原4丁目7-15	54-0557	居
訪問介護事業所コンパス	416-0954	富士市本市場町785	67-5131	居、重訪
訪問介護ステーション富士	416-0907	富士市中島字堅堀82-1	67-1657	居、重訪
訪問介護ステーションゆず	416-0955	富士市川成新町365-5	67-0517	居、重訪
訪問介護にじいろ	419-0205	富士市天間732-2	71-2280	居、重訪
訪問介護ひかり	416-0942	富士市上横割184-3 ニュープラザ横割2階A	67-0577	居、重訪
訪問介護本舗ふじ	416-0909	富士市松岡1545-1クリエートハイム松岡202	67-8333	居、重訪、同
ニチイケアセンター岳南富士	417-0043	富士市荒田島町9-8 アイハイム101	55-0255	居、重訪、同
ニチイケアセンター広見	417-0864	富士市広見本町4-8	23-3600	居
ニチイケアセンター富士	419-0201	富士市厚原字八笠976-4	73-0271	居、重訪、同
ニチイケアセンター富士川	416-0908	富士市柚木203-1	65-6260	居、重訪
ニチイケアセンター富士みなみ	416-0939	富士市川成島811	66-2118	居、同
ヘルパーステーション華ごころ	417-0862	富士市石坂160-22	32-7810	居
介護支援ピアケア	417-0001	富士市今泉2丁目8-2	67-2980	居、重訪、同、行
ふれあい富士	417-0855	富士市三ツ沢453-21	22-0300	居、重訪、同
ほっと介護サービス	416-0909	富士市松岡1122-1-1	32-7264	居、重訪
夢コープ富士事業所	416-0945	富士市宮島441-1 ラムール1階	65-7050	居、重訪、同

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
りふれ	419-0201	富士市厚原985-2	73-0320	居、重訪、同、行
ヘルパーステーションリボン松岡	416-0909	富士市松岡609-1	62-2355	居
プリメーラ	418-0078	富士宮市阿幸地町290	0544-66-9455	居、重訪、同、行

■訪問入浴事業所

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
セントケア富士	417-0055	富士市永田町1丁目91	53-2942	

■訪問看護事業所（医療保険適用 障害者総合支援法の事業所ではありません。）

医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
あやめ富士	417-0071	富士市国久保1丁目4-35	57-5065	
介護保険センターぱーむ	417-0045	富士市錦町1丁目4-23	53-0832	
共立蒲原総合病院訪問看護ステーション	421-3306	富士市中之郷2500-1	81-2730	
共立蒲原総合病院訪問看護ステーションサテライト富士	416-8558	富士市本市場432-1 富士市フィランセ内	62-6311	
するが台訪問看護ステーション	417-0001	富士市今泉2022-13	55-3368	
訪問看護ステーションあい	416-0933	富士市中丸882-1	62-6123	
訪問看護ステーションおおふじ	417-0809	富士市中野249-2	67-0064	
訪問看護ステーションかえで	417-0061	富士市伝法2525-1	52-7088	
訪問看護ステーションかみや	417-0821	富士市神谷592-3	39-0808	
訪問看護ステーションかもめ	416-0955	富士市川成新町250	65-7130	
訪問看護ステーション都富	419-0204	富士市人山瀬376-11 グランカーヂュ101	32-8580	
訪問看護ステーションケアクオリティ富士	416-0945	富士市宮島85-10	32-8088	
訪問看護ステーションケアーマイト	416-0907	富士市中島327	66-3622	
訪問看護ステーションけいあい	417-0026	富士市南町1-32	54-2320	
訪問看護ステーションふじ	419-0202	富士市天間1640-1	73-1919	
訪問看護ステーション百葉	417-0801	富士市大淵405-25	36-2584	
訪問看護ステーション喜	417-0801	富士市大淵3901-1	36-2280	
訪問看護ステーションこはる	417-0061	富士市伝法1568-9	30-6075	
訪問看護ステーションゆっくり富士	417-0047	富士市青島町49-5	32-7721	

児童福祉サービス事業所一覧

■児童発達支援センター

就学前の子どもを対象に、療育、指導を行い、早期療育の場として、心身の発達の支援を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
こども発達センター通園部みはら園	417-0061	富士市伝法85	21-9480	

■児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能訓練、集団生活への適応訓練などを行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
エミナ 富士中央教室	416-0951	静岡県富士市米之宮町208	32-6863	
きらり富士校	416-0944	富士市横割1丁目5-2	30-9195	
きらり富士松岡校	416-0909	富士市松岡1210-6	30-7212	
くれよん	417-0841	富士市富士岡20-10	32-8222	
多機能事業所 コアの木	419-0201	静岡県富士市厚原2180-4-2	30-9095	
ことごと	419-0201	富士市厚原2211-1	090-5453-3995	
こども発達センター通園部みはら園	417-0061	富士市伝法85	21-9480	
放課後等デイサービス おまいる らいふ。	417-0807	静岡県富士市神戸441-1	21-4000	
Kids Care te+te	417-0049	富士市緑町8-8	67-2710	

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
でらび〜	417-0061	富士市伝法86-3	23-1551	
はいから	416-0906	富士市本市場10-1	88-2323	
ハッピーエンジェル	417-0045	富士市錦町1-2-15	67-4000	
ふおー	417-0821	富士市神谷578-2リバーサイドハイツ1階	88-7754	
児童発達支援・放課後等デイサービス フジラボ	417-0071	静岡県富士市国久保3-2-12	57-7340	
ぷらす。	416-0919	富士市松富町188	62-0622	
あすなる園	418-0001	富士宮市万野原新田3018-6	0544-26-8640	
あのあの	418-0022	富士宮市小泉233-1Nビル1F	0544-25-0707	
きらり富士宮校	418-0063	富士宮市若の宮町6	050-3533-0288	
こぼんはうすさくら富士宮教室	418-0005	富士宮市宮原363-62	0545-55-3411	
Gクレフ	418-0006	富士宮市外神487-1	0544-66-8791	
LEAF	418-0011	富士宮市栗倉2736-3	0544-21-9533	

■ 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
こども発達センター通園部みはら園	417-0061	富士市伝法85	21-2010	

■ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援その他必要な支援を行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
ことごと	419-0201	富士市厚原2211-1	090-5453-3995	
こども発達センター通園部みはら園	417-0061	富士市伝法85	21-2010	
ソウゾウ	417-0826	富士市中里81-2	090-3112-9197	

■ 福祉型障害児入所施設

障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う入所施設です。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
ふじやま学園	417-0801	富士市大淵2106-3	35-0313	短

■ 医療型児童発達支援・医療型障害児入所施設

医療と常時介護を必要とする児童に、治療と日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得のための訓練、集団生活への適応訓練などを行います。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
静岡済生会療育センター令和	422-8006	静岡市駿河区曲金5丁目3-30	054-285-0753	短
静岡てんかん・神経医療センター	420-8688	静岡市葵区漆山886	054-245-5446	短
つばさ静岡	420-0805	静岡市葵区城北117	054-249-2830	短
伊豆医療福祉センター	410-2122	伊豆の国市寺家202	0559-49-1165	短
静岡医療センター	411-8611	駿東郡清水町長沢762-1	055-975-2000	短
聖隷おおぞら療育センター	433-8558	浜松市北区三方原町3453	053-437-1467	短
天竜病院	434-8511	浜松市浜北区呂4201-2	053-583-3111	短

■ 放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
アイズ	416-0952	富士市青葉町645	67-8160	
アイム依田橋	417-0002	富士市依田橋86-2	55-0707	
アミ	417-0061	富士市伝法710-14	78-0723	

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
エール	417-0001	富士市今泉3076-3	71-3995	
カモミール	417-0801	富士市大淵3913-22	30-6307	
きらり富士校	416-0944	富士市横割1丁目5-2	30-9195	
きらり富士松岡校	416-0909	富士市松岡1210-6	30-7212	
クルール	419-0201	富士市厚原2168-3	32-7336	
コアの木	419-0201	富士市厚原2180-4-2	30-9095	
ごうでいんぐ岩世ヶ原	417-0852	富士市原田2311-1	67-6451	
ことごと	419-0201	富士市厚原2211-1	090-5453-3995	
こころ。	416-0909	富士市松岡1357-3	65-0005	
じゃがいもクラブ	416-0952	富士市青葉町115	30-9230	
すまいるらいふ。	417-0807	富士市神戸441-1	21-4000	
ソウゾウ	417-0826	富士市中里81-2	090-3112-9197	
てあてるの芽 富士	416-0954	富士市蓼原町1630	67-0110	
Kids Care te+te	417-0049	富士市緑町8-8	67-2710	
でらび〜	417-0061	富士市伝法86-3	23-1551	
どんぐり	419-0201	富士市厚原2208-5	080-6919-3995	
なないろ	419-0201	富士市厚原933-25	67-8265	
ななごうめ	417-0855	富士市三ツ沢316-4	78-1690	
ななごうめ19	417-0001	富士市今泉2603-5	78-3889	
ななごうめ今泉	417-0001	富士市今泉6丁目9-4	78-2284	
なんくる	417-0055	富士市永田町2丁目109-1	30-9811	
にじいろ	417-0851	富士市富士見台4丁目5-16	21-2525	
はいから	416-0906	富士市本市場10-1	88-2323	
ハッピーエンジェル	417-0045	富士市錦町1-2-15	67-4000	
ひまわり	416-0944	富士市横割3-1-8	070-9009-2627	
ビレッジキッズ富士	419-0061	富士市伝法2450-1	30-9177	
ふおー	417-0821	富士市神谷578-2リバーサイドハイツ1階	88-7754	
富士あけぼの園	417-0001	富士市今泉8丁目5-1	67-0521	
富士あけぼの園吉原中央	417-0072	富士市浅間上町14-15サンキョービル1F	67-0984	
ふじ未来サポート	416-0909	富士市松岡1603-12	080-6896-3355	
フジラボ	417-0071	富士市国久保3-2-12	50-9550	
ぷらす。	416-0919	富士市松富町188	62-0622	
ほかほか	419-0203	富士市鷹岡本町9-14	080-8710-0163	
ほけっと	421-3305	富士市岩淵74-9	81-3530	
まつの塾	421-3302	富士市中野台1丁目23-11	56-3366	
まはな	419-0201	富士市厚原985-2	73-0320	
みらい	417-0801	富士市大淵2710-1	32-8820	
もあな	419-0201	富士市厚原985-2	73-0320	
メリー	417-0001	富士市今泉3212-3	32-8364	
らふた一伝法	417-0061	富士市伝法2720-1	52-5977	
らふた一原田	417-0855	富士市原田1122-15	32-8517	
リカバリー富士	416-0954	富士市本市場町762	32-9175	
リカバリー吉原	417-0024	富士市八代町4-38	32-9205	
ルート	416-0924	富士市水戸島本町11-9	30-7388	
あのあの	418-0022	富士宮市小泉233-1Nビル1F	0544-25-0707	
あゆみ園	418-0022	富士宮市小泉2012-1	0544-24-1900	
きらり富士宮校	418-0063	富士宮市若の宮町6	050-3533-0288	
こぼんはうすさくら富士宮教室	418-0005	富士宮市宮原363-62	0544-55-3411	
クレシータ	418-0067	富士宮市宮町7-6	0544-21-0385	
Gクレフ	418-0006	富士宮市外神487-1	0544-66-8791	
澄海(スカイ)	418-0039	富士宮市野中741-2-2	0544-68-9642	
はびねす	418-0023	富士宮市山本465-3	0544-66-9016	

事業所名	郵便番号	住所	電話	備考
ホウエイリゾート富士宮	418-0065	富士宮市中央町3-3	0544-68-9483	
LEAF	418-0011	富士宮市栗倉2736-3	0544-21-9533	
ひとつ。	418-0077	富士宮市東町12-15	0544-66-9446	

資料5 身体障害者手帳程度等級表

級別	1級 (18点)	2級 (11点)	3級 (7点)	4級 (4点)	5級 (2点)	6級 (1点)	7級 (0.5点)
視覚障害	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったもの)が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
聴覚又は平衡機能の障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全う)	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大い声語を理解し得ないもの)	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大い声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
音声機能・言語機能又はそしやく機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	平衡機能の著しい障害		
肢体不自由	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの	1 両上肢のおよび指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおよび指及びひとさし指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおよび指の機能の著しい障害 2 両上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	1 両上肢のおよび指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含め	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	

<p>肢 体 不 自 由</p>			<p>4 一上肢の機能を全廃したものの</p>	<p>3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの</p>	<p>3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指または人差し指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>て一上肢の二指の機能を全廃したものの</p>	<p>3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの</p>
<p>下 肢</p>	<p>1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</p>	<p>1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの</p>	<p>1 両下肢をショパード関節以上で欠くもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの</p>	<p>1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節の著しい障害 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</p>	<p>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	<p>1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもので3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの</p>
<p>体 幹</p>	<p>1 体幹の機能障害により坐っていることができないもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの</p>	<p>1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの</p>	<p>1 体幹の機能障害により歩行が困難なもの</p>	<p>1 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	<p>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	<p>1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもので3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの</p>

級別	1級 (18点)	2級 (11点)	3級 (7点)	4級 (4点)	5級 (2点)	6級 (1点)	7級 (0.5点)
肢体不自由	上肢機能 乳幼児期の非進行性の脳病変による運動機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	7級に不随意運動・失調等によるもの
	下肢機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	7級に不随意運動・失調等によるもの
内部障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

備考 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5 「指の機能障害」とは、中指指骨間関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6 上肢又は下肢欠損の距端の長さ、腓骨長(上腕)においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの(を)をもって計測したものをいう。

資料6 1種と2種の障害程度について

障害種別	1種	2種
身体障害者	<p>身体障害者手帳を交付された者で、障害程度が下記に掲げる者及び障害度がこれよりも重い者をいう。</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者</p> <p>ロ 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者</p> <p>ハ 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者</p> <p>ニ 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者</p> <p>ホ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者</p> <p>ヘ 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者</p> <p>ト 心臓、腎臓、呼吸器、又は小腸の機能の障害により、社会での日常生活が著しく制限される者</p> <p>チ ぼうこう又は直腸の機能の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者</p> <p>リ 2以上の重複する障害を有し、その障害の総合の程度がイからチまでに準ずる者</p>	<p>身体障害者手帳を交付された者で、左欄以外の者</p>
知的障害者	<p>療育手帳を交付された者で、障害程度がAの者</p>	<p>療育手帳を交付された者で、障害程度がBの者</p>

資料7 精神障害の程度等級表

等級	内容
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者
2級	日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者

※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条による。

資料8 国民年金の障害等級表

1 級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2 級	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

資料9 特別児童扶養手当の障害基準

1 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの 2 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの 3 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼 I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 4 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 5 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 6 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両上肢のすべての指を欠くもの 8 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 9 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 10 両下肢を足関節以上で欠くもの 11 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 13 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 14 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの 2 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの 3 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 指標による両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視認点数が40点以下のもの 5 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 6 平衡機能に著しい障害を有するもの 7 そしゃくの機能を欠くもの 8 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの 9 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 10 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 11 1上肢の機能に著しい障害を有するもの 12 1上肢のすべての指を欠くもの 13 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 14 両下肢のすべての指を欠くもの 15 1下肢の機能に著しい障害を有するもの 16 1下肢を足関節以上で欠くもの 17 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 18 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 19 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 20 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。

消防緊急連絡FAX

FAXは局番なしの「119」へ

名前
住所 富士市
アパート名(又は家名)
階 号室
電話(FAX)番号

該当する方を○で囲うか記入してください



火災です

場所は?

自宅

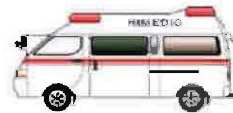
近所の家

その他

けが人は?

いる

いない



救急です

誰が?

自分 家族 その他

男 女 (歳)

病状は?

病気 けが

_____ が痛い(苦しい)

意識は?

ある

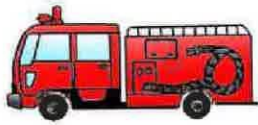
ない

1. 消防緊急連絡FAXの番号は、局番なしの「119」です。
2. 富士市・富士宮市消防指令センターでFAXを受信すると、必ず返信FAXを送ります。
3. 屋外で救急車の案内ができない場合は、玄関のカギを開けて待っててください。

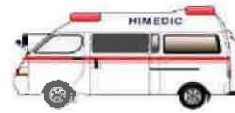
消防緊急連絡FAX(返信)

様

FAX受信しました



消防車



救急車

が向かっております

(分後に着きます)

ご安心ください

その他

富士市・富士宮市消防指令センター

障害者に関するマークについて

街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

○順 不 同

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/</p> <p>TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523</p>
<p>【身体障害者標識】</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)</p>
<p>【聴覚障害者標識】</p> 	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL : 03-3581-0141 (代)</p>
<p>【盲人のための国際シンボルマーク】</p> 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://homepage2.nifty.com/welblind/</p> <p>TEL : 03-5291-7885</p>

名 称	概 要 等	連 絡 先
<p>【耳マーク】</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 http:// www.zennancho.or.jp/</p> <p>TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046</p>
<p>【ほじょ犬マーク】</p> 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立 支援振興室</p> <p>TEL : 03-5253-1111(代) FAX : 03-3503-1237</p>
<p>【オストメイトマーク】</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 http://www.ecomo.or.jp/ index.html</p> <p>TEL : 03-3221-6673 FAX : 03-3221-6674</p>
<p>【ハート・プラス マーク】</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 http://www.normanet.net .jp/~h-plus/</p>

障害者福祉のしおり 資料編(令和5年度版)

令和5年5月発行

富士市 福祉部 障害福祉課

富士市永田町一丁目100番地 〒417-8601

電話番号 代表：0545-51-0123

直通：0545-55-2759、2761、2911

ファクス 0545-53-0151

ウェブサイト <http://fujishi.jp>

電子メール fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp
